

第6日

平成22年12月8日(水)

午後1時10分再開

議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、18番草場重正議員の質問を許可します。18番草場重正議員。

(18番草場重正君登壇)

18番(草場重正君) 18番の草場重正でございます。

群馬県の小学生が自殺して数カ月が過ぎましたが、投げかけた課題は多く、その波紋はおさまりそうにはありません。両親が原因はいじめだと訴えるのに対し、学校側はいじめは把握していないと否定をしていましたが、その後の内部調査を経て、ようやくいじめがあったと認めたのは、2週間以上も経ってからでありました。それでも自殺は予測できず原因は特定できなかつたと結論づけました。

いじめの存在を容易に認めない学校の姿勢は、4年前、郡内のある中学校の生徒が自殺をしたときを思い起こします。いじめを苦に自殺した遺書があるにもかかわらず、当局の対応はかたくなでありました。いじめがあったことを認めたがらない隠ぺい体質が、依然として教育現場や市町村の教育委員会にあるのなら問題であります。だが、それ以上に考えなければならないのは、学校がいじめとして認識していなかったこととあります。両親はもちろん、学校もこの児童の異変に気づきながら、なぜ救えなかったのか。この教育委員会では、第三者委員会を設置して原因究明を図ると言います。相次ぐ事態を受けて文部科学省は、すべての学校でアンケートを実施するように通知をしております。アンケートは大事ではありますが、そこから酌み取るのは教員であり、学校現場であります。

いじめのような陰湿な行動は、見ようとしなければ見えてこないのであります。いじめは、許さないという気概を、社会全体で共有しなければならないと考えております。以下、本日は、教育行政について当局の考えを聞きたいと思っております。

(18番草場重正君降壇)

議長(柴田裕隆君) 18番草場重正議員。

18番(草場重正君) まず、心の教育と教師の資質向上についてお伺いをいたします。

思えば教育は、100年の大計と声高らかに言われながら、教育行政というのは、風になびく木の葉のように揺れてまいりました。特に近年のゆとり教育で学力低下が叫ばれ、学力向上に教育委員会や学校現場も、そして家庭も振り回されてきた感があります。そもそもゆとり教育は、画一主義の知識の詰め込み主義を推進した戦後教育の反省から導入をされたと承知しております。それまでの教育は均一で、一定の高水準を保ちながら人材を輩出し、経済大国の成長を支えてきたという現実があります。しかし、知識を大量に教え込むことによって、あるいは、このような価値教育では、これからの時代を、乗り越えられないとの考えから生まれてきたものと思っております。

昭和50年代後半から、知識偏重教育から、みずから学び育てる力を養う教育へ方向が変わり始めました。教育の現場でゆとり路線が完全実施されたのは、今世紀に入ってからであります。ところが、その前後から学力低下を招くとの批判が一部ありました。その根拠というのは、学校が週5日制になり授業内容も大幅に削減されたためであります。実際の学力低下傾向は、平成15年と18年の国際学習到達度調査で明確にあらわれております。

また、ここで明らかに考える力不足も証明をされております。ゆとり教育が目指す学力そのものなのに、そのことに人々はどれだけ気づいたでありませんか。学力低下と密接に絡んでいるのが学習意欲の低下であります。理科や数学の好きな子どもが非常に少ない。本を読まない。家庭で勉強をしない傾向も顕著になっています。このことは、一昨年末に発表された国際教育動向調査でも明らかになっています。何のために学ぶのかという学ぶ意義を見失っている子どもたちが、学びを取り戻すためには、どのようにすべきなのか。

文部科学省では、小・中学校の新学習指導要項や高校の新指導要領で、学習内容や授業時間の増加に転じ、ゆとり教育からの決別を鮮明にしています。しかし、教育の量をふやすだけでは、学習意欲や学力は身につかないだろうと考えられます。基礎基本は大事であります。学校で学んでいることが、実社会で自分の人生にどのように役に立つのか、学問はなぜおもしろいのか、そんなことを子どもたちに伝える努力が学校現場に求められています。課題に対して単に答えを求めるだけでなく、一歩進めて、なぜそう思うのか、答えはそれだけなのか、幾重も問いかける授業を心がける実験や体験学習を重視することが必要だと私は考えております。知識詰め込み教育から脱却してこうした授業を推進するには、教師に相当の力量が求められます。そのためには、少人数教育や教師の充実など、国や自治体の果たす役割というのはますます大きいものがあります。

また、もう一つ大事なものは、教育格差をなくすことでもあります。学力低下は、学力二極化の側面があり、近年では、家庭の経済力や教育力に恵まれない子どもたちの学力が顕著に落ちているという指摘がございます。景気悪化の北風が吹き荒れている今、教育は社会保障などと同様に、国民生活の基礎であることを私たちは再認識しなければなりません。教育格差の悪循環をこれ以上放置はできないと思います。

教育に予算をかけるべき理由も、実はここにあるのであります。先の見えない困難な時代であるからこそ、子ども一人一人の個性を伸ばすために、真摯で地道な取り組みが今学校現場に求められております。学力低下が問題になり、子どもたちの学力向上が困難になった原因はどこにあるのか。教育長の持論、見解を聞かせていただきたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 教育部長。

教育部長（藤本具彦君） まず、私のほうから基本的な御質問に対しますお答えをさせていただきます。

原因等につきましては、大きくは3つほどあるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。まず一つは、家庭や地域の教育力の低下でございます。子どもたち

の学力や学習意欲、生活習慣の確立、自分への自信、体力等について個人差が広がっているとの指摘があるところでございます。この背景につきましては、家庭や地域の教育力の低下があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

その一つの例といたしましては、平成19年度の内閣府の調査では、保護者自身が子育てや教育の問題として、第一に家庭でのしつけや教育が不十分であるというふうなことで上げられているというふうな状況、調査結果も出ているところでございます。

次に、2点目としましては、子どもの問題といたしまして、子どもたちが将来に不安を感じたり、学校での学習に自分の将来等の関係で意義を見出せなかったり、学習意欲が低下し、学習習慣が確実にできなかったというような状況が見受けられるということも上げられるかと思っております。

3点目につきましては、学校教育の問題といたしまして、学校におけます指導でございますが、指導につきましては、子どもの自主性を尊重する余りに、教師が指導をちゅうちょするといった状況があったのではないかなというところも指摘されているようなところでございます。

また、ゆとり教育によりまして、授業時間数が削減する中で十分に学習活動等の保障ができなかったと、子どもたちの思考力、判断力、表現力等が十分に育成されなかったというような原因があるのかなというふうに考えているところです。主なものとしてこの3つではないかなというふうに考えているところでございます。

議長（柴田裕隆君） 教育長。

教育長（宮崎成光君） 基本的には部長のほうからお答えしましたが、私のほうから、学校現場、学校訪問とか小教研、中教研で、この学力の問題についてどんなことを語りかけているかということを中心にお話をしたいと思っております。議員さんがさっきおっしゃいましたように……。

議長（柴田裕隆君） 教育長、マイクをちょっとつけてください。

教育長（宮崎成光君） はい。教育改革が進みまして学力観とか学習観とかいろいろ変わってきております。先ほど申されましたこうあるべきじゃないかなというふうにおっしゃったことは、国の施策として教育をそのように変えていこうということについて、同じような考え方を取り組んでいると考えております。

現実問題として、学力低下のところは、一番大きいのは、何で学力をはかるかというところが変わってきたというふうに思っています。朝倉市教育委員会としましても、福岡県としましても、文科省が進めてきた教育を忠実に意欲的に取り組んでいただいたというふうに思っていますし、私たちも指導する立場にある時から、学校にいろいろ授業のあり方とか指導しまして、先生方の授業についてもその方向に向かって非常に努力していただいて、そのような授業ができるようになったと思っておりますが、現在行われております国の学力状況調査とか、学力の調査におきましては、必ずしも自分たちが期待していた

ようなところまで成績が上がっていないというのは、現実の問題だというふうに受けとめております。したがって、これまで私たちが指導してまいりましたところのどこに問題があったかというのを、今教育委員会の中で整理しながら取り組もうとしているところでございます。これが全体的に反省しているところでございます。

今、学校のほうでいろいろ言っていますのは、授業の仕方とかそういうのは誇れるような状況であると思っています。しかしながら、知的量とかいろんな深さをはかるようなテストになりますと、今のやり方で必ずしもいいかという、不十分なところがあるということが明らかになってまいりました。それを学校では、私は9人制バレーから6人制バレーに変わりましたというふうに話しています。同じバレーであっても、9人制バレーと6人制バレーは違います。試合が6人制であるならば、6人制で評価するならば、日ごろの練習は6人制バレーをすべきじゃないかと。授業のあり方も日ごろのテストで、子どもさんの成績を評価するあり方も、9人制から6人制に変えてしなければいけないので、そのようなことで改善を図りたいというふうなことを考えて話しているところでございます。

議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） さっき部長も言われましたように、学力低下の原因というのは、家庭での教育力の低下が原因であるということは明らかであり、家庭での基本的なしつけの欠落が影響していると私は考えております。子どもたちの教育の前に、今、私たち保護者の再教育としつけの時代が到来しているのではないかと考えております。また約20年前から学校に対する社会の理解や地域の協力というのが、年々悪化してきている世相でもあります。私が、朝倉市のPTA連合会長のときはございませんでしたけれども、この朝倉地域でも近い将来、学校現場が各方面からの圧力などに翻弄される時代が来ることが予測されると思います。親たちのモンスターペアレント等の過剰とも思える学校への事例は、この朝倉市では、今のところないと聞いておりますので安心をしております。

さて、最近、いじめが原因で自殺する悲しい事件が再び報道をされております。これだけ続発するいじめ自殺で、教育委員会や学校では、当初いじめを否定する説明から二転三転し、後になって渋々認める奇態が画面で流れております。これは、明らかにいじめをいじめとして認めたがらない体質を示しているのではないかと思います。教育委員会も学校もいじめが問題になれば、必死で隠ぺいし、裁判でもいじめがあったとは知らなかったと言い張ることが余りにも多く、率直に認めない体質があるのなら問題であります。

いずれの事案もそれ以上に考えなければならぬのは、学校がいじめをいじめとして認識していなかった節があることであります。これは、子どもと向き合わず、組織の防衛やみずからの保身ばかり考えているような姿勢は、相変わらず変わっていない。本来教育のあるべき姿とは、ほど遠いような気がいたしております。まずは、教育委員会や学校のこのような体質改善からスタートをしなければならぬと世間では思っています。幸いにして、本市では、いじめ・自殺などの重大な事案は発生しておりませんが、このような教育界の

風潮に対して、教育委員会ではどのように考えてあるのか、見解をお伺いします。

議長（柴田裕隆君） 教育部長。

教育部長（藤本具彦君） いじめに対する対応なり認識等ということでございますけれども、まず教育委員会といたしましては、議員が言われましたように、学校現場も含めまして、いじめをいじめとして認めないと、認識できていないというようなことにつきましては、そういったことがないように、今後とも取り組みを進めていきたいと思っております。

いじめ等に関しましては、やっぱり一人の命が失われている事象もあるわけですので、当然、事実は事実として認めるべきかと思えますし、本当に事実であれば、今言いましたような二度と起こらないようなことも含めまして、二度とそのような事案が発生しないように、原因究明や改善策をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、先ほど言いました隠ぺい・隠匿の関係につきましては、一つは教育委員会や学校としての調査に時間がかかり、即答できなかったこと等もあったことでの報道が、そういうふうになった部分もあるのではないかなというふうに思うところもございますが、いずれにしても、そういったことがないようにさせていただきたいと思えます。こういったことから、教育委員会といたしましても、いじめはどこでも起こり得るということとしてとらえまして、常日ごろから、児童生徒の実態の把握につきまして、各小中学校への指導徹底を図っているところでございます。

議長（柴田裕隆君） 教育長。

教育長（宮崎成光君） 今、部長が話しましたように、説明しましたように、どの学校でもどの子にも起こり得る問題であるというふうなことを認識して、指導に当たるようにということで通知が来ております。私は、この言葉はちょっと言葉が足りないということで、次のようなことを含めて校長会の中では説明して対応していただくように話しました。そのことについて紹介して、教育委員会の姿勢についてを御理解いただきたいと思えます。

子どもは、成長・発達していく段階で、冒険をしたり、いろんなことに挑戦をしたり、大人への背伸びをしたり、集団活動などの経験を通してさまざまな学習をしてまいります。この成長・発達する上で、子どもたちは、いたずらをしたり、仲間割れをしたり、仲間はずしをしたりしますが、これがいじめに発展することは、どの学校でもどの子どもさんにも起こり得る問題であるというふうにとらえています。つまり何も無い状態じゃなくて、いじめに発展するという前段は、子どもの成長・発達の中で学習として必要な部分がありますということをまず前提にして、だからそのことを踏まえて、日ごろから個々の子どもさんたちの行動を十分観察して、その変化に気づいて、それがいたずらからいじめに発展していないとか、仲間はずしも鬼ごっこのような遊びがいじめになっていないとか、その部分をきちんと把握するのが大事ではないかなというふうに思っています。少しのことをすべてしたらいかんという、何も子どもたちはできないような状態になりますので、

子どもたちは、いじめに近いような状態も経験するというこも、一つの学習の中の課題としてあるというふうに思っています。それがいじめにいかないようにするためには、日ごろの子どもたちの行動の変化を見てとることができるかということが、大事じゃないかと思っております。

そのために、以前、私たちが若いころは、子どもさんたちというと十分遊ぶ時間がありましたが、最近ではそのような状況が非常に厳しくなっております。土曜日の午後、子どもさんたちと一緒に遊んだりもできましたけども、今はお休みになっているとか、いろんなふうな関係でできませんが、一つは子どもさんの様子を知るためには、学習中の学習の様子を十分観察をして子どもさんの特性を知る。それから子どもさんと一緒に遊んで、遊びのときの子どもさんたちの行動様式とか集中度とか仲間への思いやりとかいろんな場面を知っていく。それから子どもと一緒に掃除をする。仕事のときはどうなのか、こういうことを観察して、この子どもさんにはこういう傾向がある、こういうところがある、こういう強さがあるけれどもこういうときはこうなるとかいうふうな、子どもさんたちをどれだけ理解しているかというのが、変化に気づくのではないだろうかと思っております。このあたりが弱くなってきていると思います。

もう一点は、私が担任のころと校長のときにいろいろ調査したことがあります。ソシオメトリーというのがございまして、子どもさんたちの人間関係を調べるのがございます。それを見ますと、子どもさんたちの集団がどのように変化しているのかというのがわかってきますので、あらゆる場面で子どもさんたちの様子を把握する、そういう手立てが基本的には大事じゃないかなというふうに思っております。

議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） そういったいじめで、一方では、我が子がいじめられていることに気づかなかった親の責任を指摘する声も根強くあります。いじめの多くは、学校の中で起き、外部からは非常に見えにくいものがあります。いじめのような陰湿な行動は、さっき言いましたように、見ようとしなければ見えてこない現実があります。

子どもが自殺をした親は、皆、なぜ気づいてやれなかったんだろうかと、みずからを強く責めますが、自殺をした子どもの親を責めるのは酷であります。子どもにもプライドがあり、親にいじめられているといった報告は言えないのが実情ではないでしょうか。学校には、生徒の安全に配慮する義務があります。本来、いじめを見つけ防止するのは、学校の責任ではないでしょうか。この朝倉市では、そういった事案が発生していない。しかし、これからあるかもしれない、あるいはそれを予防するために本日は申し上げているわけありますので、その辺は御承知置き願いたいと思います。

さっき言いましたように、いじめのすそ野というのは広く、そうした悲痛な事件になる前に問題を解決するために、第三者委員会の設置というのが必要になってくる場合もあります。本市でもスクールカウンセラーが活躍されていることは承知をしておりますが、こ

のような事件が報道されるたびに、校長が子どもたちにいじめがあれば担任に相談をなさいと呼びかけても、それほどの効果がない場合もございます。さっき言われましたように、子どもは大人のことをよく観察をしておりますから、こんな人に相談しても無駄だと思われるように、子どもと教師の信頼関係の構築というのが必要になってまいります。子どもも教師も生身の人間ですから、そのときの感情の行き違いというものもあります。そのようなとき、学校側から距離を置いた第三者委員会なるものを設置して機能させることも一つの方法だと考えられます。

兵庫県の川西市では、弁護士や有識者らによる機関を設置して、子どもや保護者からの相談を受け付けているそうであります。いじめの事実関係を調査して、教育委員会や児童相談所などの関係機関と連携しながら問題の解決を図っていると聞いております。子どもや親の相談に耳を傾け、十分に調査をして関係機関に解決のための働きかけをする、すぐに対応してくれる、頼れるそういった相談窓口があれば、子どもや保護者は一人で悩まず相談に行くということを聞いております。このような第三者委員会なるものがあれば、教育委員会も学校もそのような体質から変わるのではないかと思います。こういったことに関しての見解に対して教育委員会の考えを伺います。

議長（柴田裕隆君） 教育部長。

教育部長（藤本具彦君） いじめ相談等への対応の関係の御質問でございますけれども、いじめ相談等のシステムにつきましては、まず一つは現在の取り組みでございますけれども、各学校や公共機関への相談ポストの設置、それから教育機関、法務局、警察等の電話相談窓口が多数開設されておまして、24時間体制で対応できるようになっているところが一つございます。それらにつきましては、子どもホットライン24とか、ヤングテレフォン、命の電話、チャイルドラインというような形で設置されまして対応されるようになっているところでございます。そうしまして、その相談電話の番号につきましても、各学校の児童生徒や保護者の皆様方に対して、学校を通じて定期的にお知らせをしているというふうなことでございます。

また、先ほども申しましたように、教育委員会、学校現場と一緒にあって、日ごろから子どもさん方へのふれあいなり、お話というふうな中での対応をやっているというふうなことでございますし、このようなことから、現段階におきましては、第三者機関を設置する必要はないのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、先ほど言われましたように、子どもと先生との信頼関係につきましてはでございますが、学校におきましては、担任だけではなく、校長や教頭、保健の先生をはじめ、どんな先生にでも相談できるような態勢がとられているところでございます。そういったことからして、教師として先生に相談してもだめだと思われることは非常に悲しいということで、このことはより心に命じて、子どもさんへの対応をしていくというようなことでの取り組みが確認をなされているところでございます。子どもさんたちが何でも相談できるよ

うな、信頼されるような人間関係をつくっていくことができるように、今、先ほど申しましたように、教育委員会としまして、学校と一緒に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） いじめに関する事件が報道をされるたびに、学校や教育委員会は、事が起きるとできるだけ内密に内密にと、こそこそ動いているからこそ、結果として最悪の事態を招いているような気がいたします。と同時に、そのような体質を報道関係者が見抜いているからこそ、学校や教育委員会は、マスコミの格好のえじきになっているような印象を私は持っております。世間では、病気になったら専門医に診てもらうように、いじめ問題の解決もその専門家の知恵が必要ではないかと私は思っております。そして、社会全体がそのことを認識する必要があると思います。専門機関や地域の人たち、あるいは関係者の家族を巻き込んで、みんなでどろんこになって、解決への道を探っていかなければならんと私は考えております。

さて、スクールカウンセラーが各学校を回っておられますが、ベテランの方でも最近はいじめなのか判別しにくいケースがあると聞いております。例えば、友達が自分のことを悪く言っているのではないかなというような気がすると訴える場合、あるいは深刻ないじめを受けている場合もありますが、思い過ぎの場合もある。考え過ぎでしょうねって一言で片付けてしまいますと、次は相談に来ない。辛いよねと気持ちをそのまま受けとめて、子どもの話を聞いてくれる人がいるという安心感が大切だと聞きました。いじめとわかった事案は、本人の了解を得て担任や校長に相談し、学校と連携して対応されていると思いますが、本市の場合、スクールカウンセラーの数の状況やその成果について、具体的な事例があれば、お伺いをしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 教育部長。

教育部長（藤本具彦君） 御質問のスクールカウンセラーの行動内容やその成果について、お答えさせていただきます。

まず、御承知のように、スクールカウンセラーにつきましては、心理検査や心理療法によりまして、児童生徒の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家でございます。臨床心理士の資格を有されております。本市におきましては、小学校に3名、中学校に4名を配置しているところでございます。

スクールカウンセラーにつきましては、配置される学校長のもとにそれぞれの活動をやっているところですが、4点ございます。まず一つは、児童生徒へのカウンセリング、2つ目は、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、3点目は、児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集提供、4点目としまして、その他児童生徒のカウンセリング等に関し、学校において適当と認めないもの等の4点につきまして御活動をいただいているところでございます。

勤務形態といたしましては、週1回8時間ということで複数の子を担当していただいているところでございます。カウンセラーの活動状況、成果等にもなるかと思えますけれども、21年度で申し上げますと、小学校では年間1,110名の子どもさん、中学校では920名、合計で2,030名の方に御利用をいただいたというふうな状況でございます。

その内容でございますが、まず児童生徒の約半数の1,000人につきましては、友人関係や勉強の悩み、学校に行きたくない、体調が悪いこと等の相談が多いというケースが見受けられるということでございました。次に教職員が約30%の700名で、児童生徒のトラブルや行き渋りの児童生徒に対する相談等を受けたということでございます。保護者につきましては15%の270名ということで、養育問題や長期欠席等の相談、欠席といいますが、行き渋りの関係の相談を受けているというようなことでございます。大体、以上のような状況になっているところでございます。

議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） スクールカウンセラーの先生が、子どもの気持ちを受けとめることは、わがままを聞いたり生徒の顔を伺ったりすることとは違うので、非常に難しい面があると思います。第三者であるスクールカウンセラーが、専門的な立場から指導・助言することでの確かな支援が図られると思いますので、この人たちとの一層の連携を保っていただくように要望をする次第であります。いずれにいたしましても、この人たちが子ども心の癒しになるように、一層の活躍を祈るばかりであります。

さて、ほかの地域では、学力低下や一部教員の不適切な行為で、教師への信頼が薄らいでいることも報道がなされております。信頼を取り戻すためには、教育の専門職として高い水準維持というのが欠かせないと思います。教師に期待されることも、時代とともに変わっているような気がいたします。

そのような背景のもと、教員の免許更新制度は、その変化に対応できるように教員の資質や能力を刷新するための制度で、教師が自信と誇りを持って働きやすくするのがねらいなのかもしれません。言うまでもなく教師は人を育てるといって高度な専門職であります。先生たちの質を維持するハードルも、時代の変遷とともに調整しなければならない時代になっていることもまた事実であります。教育公務員特例法で、教師は日常的な研修に励むことになっている。また、教師は各種の行政研修もありますが、どうしても当面する課題にどう答えるのかという目先のことが中心になってまいります。教師は、相当な使命感がなければ務まらない多忙な仕事でもありますが、使命感というのは人に言われてできるものではありません。

近年、教師の犯罪の連鎖や不適格教師の存在が問題になっております。不適格教師の定義づけと、これら不適格教師への判断は、どのようになっているのか、お伺いをします。

議長（柴田裕隆君） 教育部長。

教育部長（藤本具彦君） 御質問の不適格教師の定義づけ等の関係でございますが、ま

ず、不適格教師につきましては、現時点でございますけれども、大きく3つに分類できるのではないかなというふうに思っております。

まず一つ目は、精神疾患などの心のバランスを崩している教師、2つ目は、体罰やセクハラ、飲酒運転等反社会的行為を行う教師、3つ目は、生徒への指導力や授業力に課題のある指導力が不適切な教師ということで、3つに分けられるんじゃないかなというふうに考えられます。

一般的に不適格、あるいは不適切と言われる教師につきましては、3つ目の指導が不適切な教師ではないかというふうに考えているところでございます。この不適切な教師につきましては、文部科学省から、指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドラインが示されておりますので、指導が不適切な教員のうち、研修によって指導の改善が見込めるものにあつては、直ちに分限処分の対象とならない者については、地方公務員法、先ほど言いました特例法によりまして、指導改善研修を実施するというところになっていくところでございます。

しかしながら、人間関係、学校、職場環境によっても、不適切さの判断基準が変わっているところも事実でございます。例えば、生徒指導に課題のある学校では、多少厳しい先生のほうが歓迎されるというふうなこともございますし、落ち着いた学校では、厳し過ぎるという指摘が出るというふうなこともあるかと思えます。このように、不適切の判断基準がはっきりしているようで、ある意味では不明確な部分もございますので、この判断を間違えたりしますと、人の人生を大きく変えてしまうということにもつながりかねませんので、この部分につきましては、適正かつ慎重を期して対応していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） 今、この朝倉管内では、そういったことは聞きませんが、そういうことが発生しないように、私は今問題を提起しているわけでありまして、今後ともに教員の研修には、一層努力をしていただきますようお願いをいたします。

次に、臨時講師について伺います。

不安定な立場でありながら、教育委員会の求めに応じて働く非正規教員である臨時講師は、今や学校現場の重要な担い手になっております。いじめ・不登校、そして学力アップなど多様な課題への対応を迫られる一方で、抑制される教育予算、臨時講師の増加の問題は、今日の教育事情を映し出しているとも言えます。もともと臨時講師は、学級数や退職者がふえた場合の補充、あるいは教員の病気や出産などの代理に欠かせないものがあります。

近年は、そこへ精神疾患で休む教員がふえたり、中途退職者が出たりするなどの理由で、教員補充の予測がより難しくなっているために、臨時講師を採用するケースが年々多くなっていると聞いております。特に深刻なのは、正規の教員と同じくフルタイムで勤務する

ため、臨時講師は、非常に収入が少なく不安との声も聞いております。そういう状況でも指導力を発揮し活躍をしている臨時講師も数多くおられます。この朝倉地域における臨時講師の実態についてお伺いをいたします。

議長（柴田裕隆君） 教育部長。

教育部長（藤本具彦君） 臨時講師の実態についてのお尋ねでございます。学校の講師につきましても、臨時的任用教員、常勤講師と非常勤講師に分けられます。正規の教員に欠員が生じた場合や、さまざまな理由で代替の教員が必要な場合に、地方公務員法第20条に基づきまして、県の教育委員会により任用をされているところでございます。

朝倉市の臨時的任用教員、常勤講師の人数につきましても、小学校が20名、中学校が22名、合計の42名というふうになっているところでございます。現在、正規の小中学校の教員の数につきましても327名でございますが、それプラスの42名の臨時的教員が任用されてきて、臨時的任用教員、非常勤講師の教員全体に占める割合は、一応11%というふうな状況でございます。ほとんどの学校で臨時的任用講師は任用されているというふうな状況でございますし、それぞれ一生懸命頑張らせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） やはり子どものことを考えると、臨時教師ではなくて、正規の先生方に教えていただきたいという希望もあると思いますけれども、やはりそういった臨時講師の方は、人によっては、先生以上のものを発揮しているということも聞いておりますので、やはりそういう方々は、教育委員会としても大事に育てていただきたいという父兄の要望もまた聞いております。

さて、国づくりというのはまず人づくりから、また教育は国の基とも言われております。上杉鷹山公が、教育は国を治める根本を信念として、米沢の藩校・興讓館を再興して、将来上杉藩の中堅となる師弟の教育に努めたことは、御承知のとおりであります。

この藩校では、上級や中級の家臣団の師弟も多く学んでいたわけでありましてから、この若者たちが、わがままに元服をして米沢藩の中核を握ったら、一大事になると心配した鷹山公は、「貴職に仁義の人なくば、何を以って忠愛の徳を施し行ふべき」と心配をして、藩校では、へりくだる心を養って、おごり高ぶる心をおさめる「興讓の精神」を徹底して教えたと言われております。何よりも心の教育を重点に、藩校は師弟に厳しく教育したと言われております。

近年、心の教育の充実が叫ばれて久しいものがあります。人として当たり前の心の教育が求められる背景には、社会の規範意識の低下とともに、地域の連携不足や人間関係の希薄化などが影響していると考えられます。家庭や地域の教育力が喪失をする中に、学校の果たす役割というのはますます重要になってきました。学校や教師は、子どもたちを見守り育てるために、人間味のある温かな学校・学級づくりに今後も努められますように心が

ら願いまして、一般質問を終わります。

あと、水源地の問題がありましたけれども、これはちょっと時間が足りませんので、また次回に回したいと思います。これで質問を終わります。

議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後2時1分休憩